

2025年2月7日（金） 国連大学

人権デュー・ディリジェンスの未来 日本およびグローバルサプライチェーンで期待されること：
国別行動計画（NAP）と中小企業の役割



「ビジネスと人権」に関する行動計画

外務省総合政策局人権人道課長
尾崎 壮太郎



Contents

1. 行動計画における日本政府の取組
2. 行動計画の改定
3. 企業への期待

「ビジネスと人権」に関する日本政府の取組

2020 10月

「ビジネスと人権」に関する行動計画

目的

- ①国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進
- ②日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上
- ③SDGsの達成への貢献等



2022 9月

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

2023 4月

「公共調達における人権配慮について」政府方針

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」

12月

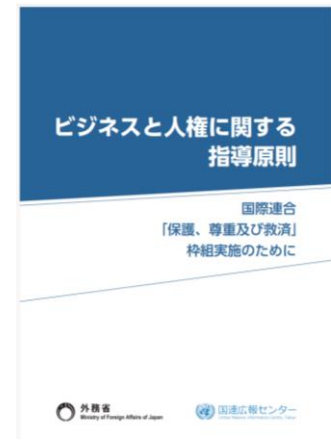
「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」

2024 10月

「労働におけるビジネスと人権チェックブック」

行動計画等の周知・啓発

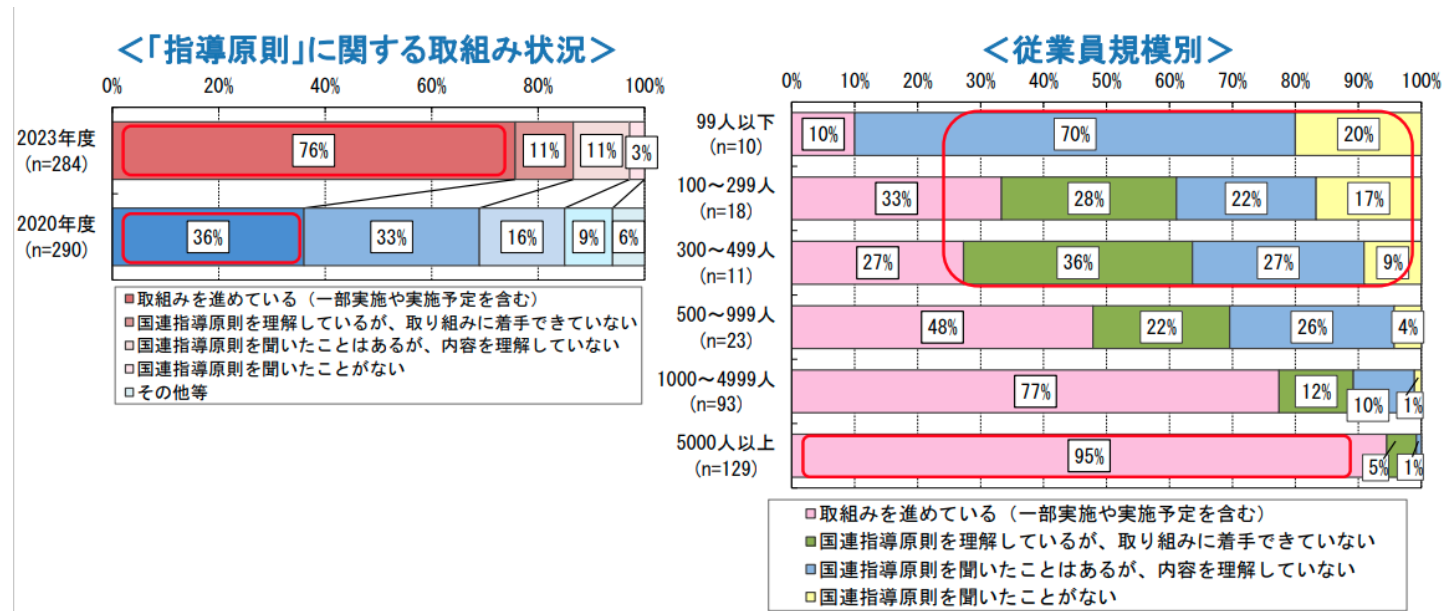
- 国際機関と連携した国内外での研修・セミナー
海外進出の日本企業や中小企業を含む企業を対象。
対象国支援も実施。
- 好事例集、各種パンフレットの作成
- ビジネスと人権ポータルサイト
国連指導原則、行動計画、その他の関連情報を掲載。



日本企業の取組状況

2024年経団連によるアンケート結果

- 国連指導原則に基づき取組を進めている、76%（前回調査36%）
- 5000人以上の企業の95%は取組を進めている
- 499人以下の企業の多くは「取組に着手できていない」、「内容を理解していない」と回答した割合が多い



（出典：日本経済団体連合会「第3回 企業行動憲章に関するアンケート結果」：https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/005_kekka.pdf）

ビジネスと人権の対象企業・取組の対象範囲

対象企業

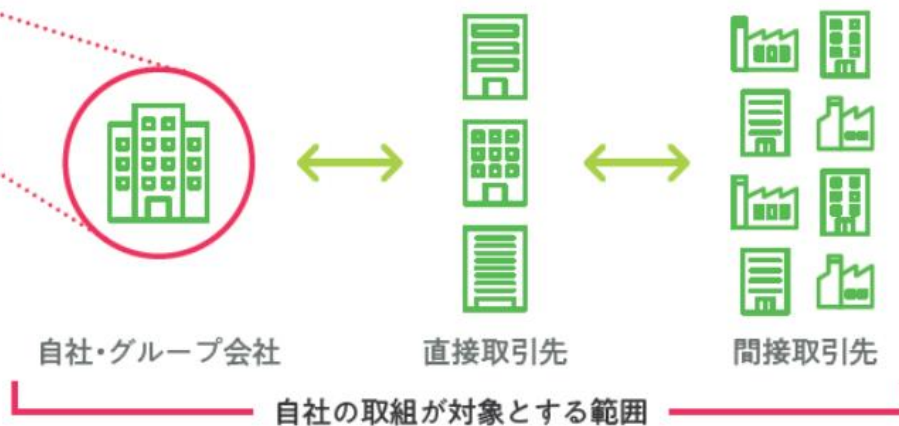
日本で事業活動を行うすべての企業



人権尊重の取組の対象範囲

国内外における自社・グループ会社、
直接取引先、間接取引先、
その他のビジネス上の関係先

※取引先は上流のみならず下流も含まれます。



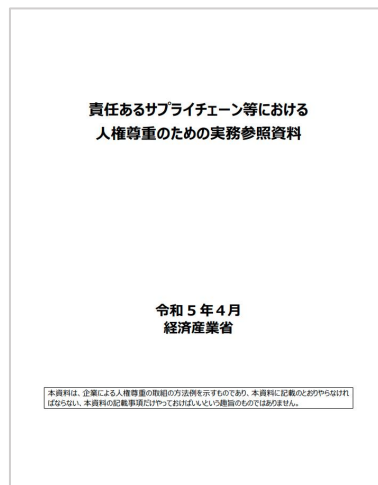
(出典：経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン<ダイジェスト>」)

中小企業支援

- 中小企業対象セミナーの実施



- 各種ツールの公表



(出典：経済産業省「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」)



(出典：厚生労働省「労働におけるビジネスと人権チェックブック」)

「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定



関係府省庁

関係府省庁施策推進・
連絡会議

ステークホルダー

- 経済界
- 労働界
- 市民社会
- 有識者
- 各種団体等

円卓会議

作業部会

企業への期待

国連指導原則第2の柱：人権を尊重する企業の責任

1 人権方針の策定

指導原則 16

企業は、人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として発信することを求められている。



2 人権デュー・ディリジェンスの実施

指導原則 17～21

企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施することを求められている。この一連の流れのことを「人権デュー・ディリジェンス」と呼んでいる。



3 救済メカニズムの構築

指導原則 22

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力することを求められている。



人権DDは、人権状況を不断に改善し続ける努力

活用ツール

責任あるサプライチェーン等における 人権尊重のためのガイドライン

令和 4 年 9 月
ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省
庁施策推進・連絡会議



責任あるサプライチェーン等における 人権尊重のための実務参照資料

令和 5 年 4 月
経済産業省

本資料は、企業による人権尊重の取組の方法例を示すものであり、
ばならない。本資料の記載事項に於いておきかえりし趣旨のもの



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

International
Labour
Organization

労働におけるビジネスと人権 チェックブック

人材確保に向けた必須の確認事項！
～外国人労働者受け入れや公共調達参加にも有用～



著：厚生労働省国際課・ILO駐日事務所



食品企業向け人権尊重の取組のための手引き

令和 5 年 12 月
農林水産省
大臣官房新事業・食品産業部

MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan



御清聴ありがとうございました。